

令和 5 年度おうめ観光戦略策定懇談会設置要綱

1 設置

おうめ観光戦略（以下「戦略」という。）の策定に当たり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、おうめ観光戦略策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 戦略の策定に関すること。
- (2) その他観光施策における必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 観光協会
- (2) 観光事業者
- (3) 交通事業者
- (4) 宿泊事業者
- (5) 有識者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認めるもの

4 任期

委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会長が必要と定めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報告する。

8 庶務

懇談会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和5年5月9日から実施し、令和6年4月1日をもってその効力を失うものとする。